

令和8年度 新潟市交通安全対策会議 会議録

開催日時	令和8年7月8日（水）午後2時00分～午後3時10分
場 所	新潟市役所 本館3階 対策室
出席者	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり
内 容	1 開会 2 会長あいさつ（市民生活部長代読） 3 報告・意見交換 □ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 吉井 崇） 委員の出欠状況についてご報告いたします。 資料2の出席者名簿をご覧ください。 本日は、会長・委員・特別委員19名の方にご出席いただいております。 また、本年度から、より地域の関係機関と交通安全に対する意見交換をするため、新潟市小中学校PTA連合会副会長の長谷川様に7号委員に就任をいただいておりますことをご報告させていただきます。 本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき公開させていただきます。 また、会議録作成の関係から会議内容を録音させていただきますことをご了承願います。 それでは会議に移ります。 本来ですと会長である市長が議長を務めることとなっておりますが、本日は会長が所用により欠席のため、市民生活部長が議長を務めさせていただきます。 それでは、斉藤部長お願いします。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） それでは会長の代理で議長を務めさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。 本日の会議におきましては、議決事項はございませんが、各機関から事業に関する説明をいただき、交通安全に係る各種活動について、情報共有を図りたいと思っております。 それでは次第に従いまして、3. 報告意見交換に進みます。 令和7年度新潟市交通安全実施実績につきましては、資料4を事前に送付しておりますので、時間の関係から書面での報告とさせていただきます。 続きまして、今年度の実施計画として、令和8年度新潟市交通安全実施計画につきまして、事務局より、総論について説明した後、事前をお願いしておりますが、関係機関の皆様から、それぞれ所管されている事業の概要を順にご説明いただきます。その後、質疑応答及び意見交換を行います。

また、7号委員の皆様、そして特別委員の皆様からは、日頃の交通安全活動の状況等を含め、交通安全に関するお考えをお聞かせいただきながら、意見交換を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

□ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 主査 渡辺 健司）

事務局の市民生活課安心安全推進室の渡辺と申します。

それでは、資料5 令和8年度新潟市交通安全実施計画の総論について、主なものをご説明いたします。

まず1 ページをご覧ください。

1. 交通事故の現状についてです。

令和7年中の新潟市内における交通事故の発生件数は1,092件、死者数は8人でした。死者の状態別では歩行中が2人、四輪の乗車中が5人、二輪車・原付が1人と、四輪の乗車中の被害が半数以上を占めています。

また、死者8人のうち半数以上の5人の方が65歳以上の高齢者であり、歩行・運転中を問わない高齢者に対する交通安全対策が喫緊の課題となっております。

次に2ページをご覧ください。

環境への配慮や健康志向の高まりなどから自転車の利用が見直されている中、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナー向上を求めるご意見が寄せられています。

自転車の交通事故発生件数は昨年より減少した146件で、死者はいませんでした。自転車の交通事故件数は減少傾向にあるものの、本年度より自転車違反者に対する青切符制度が導入されたことから、引き続き自転車利用者に対する広報・啓発活動を強化し、交通ルールの遵守やヘルメット着用の推進を図る必要があります。

本市では本年度より施行された第12次新潟市交通安全計画で定めた目標を達成するため、引き続き関係機関団体の皆様と連携を図りながら、総合的な交通事故防止対策を推進していきたいと考えております。

続いて3ページをご覧ください。

2 重点施策についてご説明いたします。

初めに（1）高齢者の交通事故防止についてです。

先ほども申し上げたとおり、死者数に占める高齢者の割合が高止まりの傾向となっております。

高齢社会の進行と共に、高齢者が関与する交通事故の更なる増加が懸念されることから、交通安全施設などの整備と合わせ、参加・体験・実践型交通安全教育の充実や高齢運転者に着目した安全運転サポート施策を推進していきます。

次に、（2）歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進についてです。

歩行者と自転車利用者の安全確保に向け、通学路や生活道路などの身近な道路の安全性を高め、快適な通行空間を確保するための環境整備や交通安全

	教育などの事故防止対策の充実を図ってまいります。 最後に（３）その他の課題です。 まず、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底についてです。 シートベルトの正しい着用は、交通事故時の被害軽減に欠かせないことから、あらゆる機会を通じて全席シートベルト着用を広報するとともに、チャイルドシートについても正しい使用による被害防止、軽減効果について広く周知していきます。 次に飲酒運転の根絶です。 飲酒運転は死亡事故などの重大事故を引き起こす要因となる悪質な犯罪ですが、本市では令和７年中に飲酒運転による交通事故が１４件発生しており、飲酒運転の根絶には至っておりません。 飲酒運転の危険性や責任の重大性について継続して周知を図り、家庭や職場、飲食業界などが一体となって飲酒運転根絶に向けて努力を続けてまいります。 総論についての説明は以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） 続きまして、具体的な施策について、４ページ以降の「重点施策」及び「分野別の施策」のうち、各機関から主な施策について、ご説明いただきたいと思ひます。 恐れ入りますが、「資料２」の出席者名簿の計画説明欄に該当される１１機関の皆様から、ご説明される箇所のページをお示しして、ご説明願ひます。 ご説明される際は、座ったままで結構でございます。 なお、ご質問等につきましては、関係機関からのご説明が全て終了した後に、別途お時間をお取りする予定となっております。 始めに、新潟市市民生活課所管事業から説明させていただきます。 □ 新潟市市民生活課 課長 平野 実穂子 委員代理 市民生活部市民生活課の所管する事業について、主なものをご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。 資料５ 令和８年度新潟市交通安全実施計画になります。 ４ページからご覧ください。 第１章 高齢者の交通事故防止 （２）高齢運転者と対策の推進 高齢ドライバーの方に長く安全に運転を続けられるように、高齢者安全運転サポート事業として、動画を用いた危険予測トレーニングや自身の運転を振り返る交通安全プログラムの他、身体能力の変化を認識できる俊敏性測定やサッカー試乗などを行う体験型の交通安全教室、自動車学校と連携した技能講習会、福祉関連の大型イベントへのブース出店を実施して高齢ドライバーの方々の安全運転に対する意識向上を図っていこうと思ひております。 昨年度は市内１７所で実施しており、今年度も昨年同様、市内において体験会を実施いたします。
--	---

	次に 4 ページ下段をご覧ください。 高齢者の運転免許返納支援として、平成 22 年 1 月から高齢者運転免許返納サポート事業を実施しています。 免許証の返納に合わせて取得いただける運転経歴証明書の提出によって、バスの半額乗車やタクシー事業者からのご協力によるタクシー運賃の 1 割乗車の支援が受けられます。 次に 7 ページをご覧ください。 第 2 章 歩行者の安全確保及び自転車の安全利用推進 3. 教育・啓発の推進 (1) 効果的な交通安全教育の推進 各区役所交通安全担当課と市民生活課が中心となり、各年齢層に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進しています。 また、児童・生徒など、自転車利用者への指導を継続して実施する他、チラシ配布を通じて、安全な道路の通行方法や自転車安全利用五則、自動車、自転車保険加入やヘルメットの着用、そして先ほど会長の挨拶にもありました、自転車青切符制度導入に伴う安全利用の推進などを啓発していきます。 (2) 交通安全運動を続けた意識啓発 各季の交通安全運動等の実施にあたっては、運動の趣旨、実施時期、重点、実施計画等をまとめた実施要項を作成し、広く市民に運動を周知し、運動の充実を図ってまいります。 次に 8 ページ 第 3 章 その他の課題 1 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 令和 7 年中の県内のシートベルトの着用率は全国平均を上回っており、一般道で運転席の 99.3%、後部席が 64.1% ですが、全席着用となっております。 また、チャイルドシートの使用率は 82.0% と全国平均の 82.4% を少し下回っておりまして、使用の定着が進んでいない状況です。 使用の定着化を図るため、ホームページ等の広報をはじめ、交通安全教室や街頭広報など、あらゆる機会を捉えた広報を行います。 次に 9 ページをご覧ください。 2 飲酒運転の根絶 飲酒運転は判断力の低下等により、重大な交通事故を引き起こす要因となりますが、本市においても毎年飲酒運転による交通事故が発生しており、飲酒運転の根絶には至っておりません。 今月 22 日から始まる夏の交通事故防止運動をはじめとした、各季交通安全運動や 12 月に実施する飲食店訪問を通じて、飲酒運転はドライバーだけでなく、車両やお酒を提供した者、同乗者にも責任があることを注意喚起し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりを呼びかけます。 次に 17 ページをご覧ください。
--	---

	第2章 交通安全思想の普及徹底 交通安全教育については、年齢別に21ページまで記載させていただいております。実施にあたっては、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、「交通事故に遭わない、起こさない」という意識が市民1人1人に普及するよう努めます。 次に18ページ中ほどの交通安全帽の交付をご覧ください。 これは新潟県日本赤十字社新潟県支部と共同で、小学校の新入児童全員に交通安全の黄色い帽子を交付し、黄色い帽子を通して、児童には人命の尊さを、ドライバーには帽子の着用による視認性を高めて、慎重な運転を意識していただき、児童の交通事故防止を図るものです。 次に25ページをご覧ください。 4 家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚 (1) 交通安全運動等の推進 各運動や月間を唱え、関係機関、団体と連携の上、啓発活動を推進するほか、各種団体を活用した集中的な方法を実施いたします。 (2) 家庭、学校、地域等と一体となった交通安全教育の推進 交通安全運動の実施要綱や交通事故概要等の資料を定期的に提供する他、交通安全を活動の推進の目的とする団体に対して、活動の支援の一環として補助金を交付し、主体的な活動を促進していきます。 次に26ページをご覧ください。 (3) 効果的な広報活動の推進 交通事故を防止するには、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図ることが重要です。各種広報媒体を積極的に活用し、電子的な方法と合わせ、地域FMや防災行政無線といった地域特有の広報媒体を活用した広報を行います。 (4) 交通安全功労者の表彰 交通安全活動を長年続けてこられたボランティアの皆様や事業所などの団体に対してその実績を称えます。 今年度は10月29日開催を予定しております。 最後になりますが、28ページをご覧ください。 第4章 交通事故被害者等対策の推進 1 交通事故被害者等支援の充実 (1) 交通遺児等の支援 当課が事務局である新潟市交通安全協議会は、交通遺児等の激励事業を実施しており、交通事故で保護者を亡くした、または、保護者が重度の後遺症を負った中学生までの子供に対し、激励金の贈呈や研修旅行の実施などを支援しています。 続きまして、29ページの (2) 自助グループ活動の支援 交通事故遺族が定期的に集まり、話し合いを通じて問題の解決や克服を
--	--

	図る自助グループ活動の開催を支援します。 今年度も2ヶ月おきに6回の開催を予定しております。 (3) 新潟県交通災害共催の加入促進 交通事故被害者の相互救済制度である交通災害共済の周知に努め、令和8年度より導入されたインターネットによる加入申し込みの各種広報を行うなど、市民の加入促進を図ります。 以上で、市民生活課が所管する事業の説明を終わります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様お願いいたします。 □ 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 所長 青木 崇光 それでは、10ページをご覧ください。 第1章 道路交通環境の整備 (1) 歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良 上段になりますけれども、事務所といたしましては、記載の通り、歩行者・自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため、交差点改良と区画線を計画的に実施する予定としております。 具体的には、一種事業といたしまして、事故対策として、主に交差改良になりますが、4箇所、二種事業といたしまして、主に区画線でございますが、67kmを予定しているところでございます。 以上です。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局様、よろしくお願いたします。 □ 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 神田 美緒 委員代理 22ページをご覧ください。 (3) 車両の安全性の確保に向けた取り組みの推進 2点を重点取組として計画しております。 1点目は不正改造車の排除 暴走族等による不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行の確保及び公害の防止を図る。 6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として位置づけております。 具体的な取組としては、警察様や独立行政法事自動車技術総合機構様、軽自動車検査協会様と連携し、車関係のイベント時や街頭検査時において不正改造車の取締り及び指導を2回実施いたします。
--	---

	本年6月にもすでに実施しておりまして、マフラー内の騒音機取り外し、保安基準に適合しない車につきましては、その場で整備命令書を交付しております。 6月の街頭検査に関しましては、検査台数38台のうち、不正改造車7台に対しまして、整備命令書を交付いたしました。 また、他にも、整備主任者研修、自動車検査員研修等を通じて、不正改造の防止の指導を行っております。 2点目の自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施に推進を図ることを目的として、9月、10月を強化月間として、タレントポスターを用いた広報活動、マイカー相談所の開設、点検フェアのイベントトークなどで、自動車の保守管理に関する啓発を行います。 昨年度はマイカー相談所をアピタ新潟西店にて行いまして、約500人の来場がありました。また、今年度につきまして、昨年度同様、アピタ新潟西店での実施を予定しております。 また、他にも整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて車両管理の指導を行い、また、自動車の保守管理に関しても意識の高揚に向けた取り組みを行う予定です。 以上になります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟県総務部様お願いいたします。 □ 新潟県総務部県民生活課 交通安全対策室長 乙川 雅貴 委員代理 4ページ (1)高齢者の交通安全教育の充実 ・各季交通安全運動等を捉えた、参加・体験・実践型交通安全教育の実施 ・反射材の配布 11ページ 下段 (1)歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良 安全安心・緊急施設整備事業年度予算は 2,470万円 本年または前年に死亡事故等が発生した箇所について、早期に道路標識表示等の交通安全施設の整備をするものとなっております。 この事業は県道が対象となっておりますが、新潟市内の県道は1次管理の道路ですので、公安委員会の交通規制のみが対象となっております。 今年度は第1事業として県内5箇所の整備対策を予定しており、新潟市内につきましては2箇所を行う予定です。 そのうち1箇所は中央区関屋昭和町地内の交差点で、中央線摩耗に伴う各車線の明確化のための路面表示。これを塗り直す対策を予定しております。 もう1箇所は北区の新郷交差点において、視認性向上のための信号機のリ
--	---

	セットを予定しております。 今後、残予算の範囲内で第2次の対策を示し、推進していきたいと考えております。 18ページ (2) 児童生徒の交通安全教育 交通安全帽の交付について 県としても必要な経費の支出を行っておりまして、児童の交通安全対策に寄与していきたいと思っております。 22ページ (2) 暴走行為等の防止に向けた広報啓発の推進 県の交通安全対策会議や安全対策連絡協議会の構成員を通じまして、各季の安全運動などの機会を通じて、暴走族追放気運の醸成に努めてまいります。 24ページ (2) 交通安全指導者の養成 県が実施する各種研修会 ア. 幼児交通安全教育指導者研修会、 10月から11月にかけて、県内4会場で開催 ウ. 交通指導員研修会 8月に県内2会場で開催する予定となっております。 イ. 自転車安全教育指導員認定講習会、研修会 本年5月、新発田と長岡会場で実施となっております。 28ページ (1) 交通遺児等の支援 当課が事務局をしております、公益財団法人新潟県交通遺児基金の事業となります。 支援対象は高校を卒業するまでの18歳以下の方を交通遺児として認定し、支援、育成事業等を実施しているところであります。 事業内容のうち、交通安全推進事業につきましては、令和5年度から開始したものであり、交通安全啓発動画を作成し、県民の交通安全意識を高めることにより、新たな交通遺児を産まないための事業ということになります。 29ページ 2 交通事故相談の充実 民間保険会社の勤務歴のある相談員1名により交通事故相談を行っているところであります 新潟県の所管事業の説明は以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟県警察本部交通部様お願いいたします。
--	--

	□ 新潟県警察交通部交通企画課 交通総合対策室長 桜井 智晃 委員代理 新潟県交通部長の代理で参りました交通総合対策室の桜井と申します。 それでは県警察が所管する事業について、いくつかピックアップして説明したいと思います。 まず、21 ページの上段 ○ 高齢者に対する交通安全教育 冒頭から高齢者の事故防止対策で皆様からお話があった通り、過去3年間の交通死亡者数の減少がなかなか進んでないという状況にあります。 このうち6割から7割が高齢者で占めているという状況にあります。 県警察といたしましては、高齢者の交通事故防止対策を最重要課題と捉えておりまして、交通安全教育を実施しているところですが、本日は欠席されていますが、新潟大学の村山准教授ですとか、その教え子たちと連携しながら、参加・実践型の交通安全教室を開催しています。 年金支給日を「シニア安全強化日」とし、商業施設や金融機関等の協力を得まして、交通事故防止のみならず、特殊詐欺被害防止も併せて広報を推進しているところです。 これら以外でも、児童・幼児・小学生・高校生・成人に対する交通安全教室育という項目がございますけれども、いずれにいたしましても、県警察だけでは限界がございますので、引き続き皆様方のご協力、ご支援いただきながら、広く交通安全教育を推進して参りたいと考えております。 同じページの下段の1つ目 ○ 自転車の安全利用推進に関する広報 冒頭から何度もお話に上がっております、自転車の交通違反に対する青切符制度の導入というところで、4月から導入されたわけですが、これまでのところ大きな混乱もなく、制度の開始は県民に、あるいは新潟市民に浸透しているのではないかなという風に感じているところですが、交通ルールの浸透に関しては、まだまだというところで、街頭では、右側通行の自転車ですとか、基本的な通行のルールをまだ理解してないと思われるような利用者を見かけます。 また、自転車のヘルメットの着用率につきまして、本県は非常に低調でして、昨年の調査では全国平均の半分以下、約10%というところですので、こちらも課題となっております。 ですから、歩道や車道の通行ルール、そしてヘルメットの着用につきまして、また皆様方のお力を借りながら、広報を進めてまいりたいと考えております。 最後に、戻りまして12ページ 生活道路におけるゾーン30プラスという項目がございます。 直接この話ではないですが、先ほどの皆様方の卓上に、ポスターとチラシを配付させていただきました。これまでは、生活道路の安全対策としては、ゾーン30で、区域を指定した30kmの速度規制を実施していましたが、9月1日から、法定速度の引き下げという改正が行われます。生活道路を始めとする道路については法定速度が30kmに引き下げられます。
--	--

これは標識等がなくとも、法定速度ということで引き下げられまして、自動車を運転する方、バイク原付も含めて、車両を運転される方全てに関わる法改正でありますので、幅広い広報が必要であると考えております。

皆様方には、チラシとポスターを配付させていただきました。

可能であれば、皆様のそれぞれの職場・活動の区域におきまして、より多くの方の目に触れるところに掲示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市都市交通政策課所管事業についてご説明をお願いします。

□ 新潟市都市交通政策課 課長 田中 篤史 委員代理

都市政策部の部長の代理でまいりました、都市交通政策課の田中でございます。

よろしくお願いいたします。

14 ページをご覧ください。

2つございます。

1 つ目は公共交通の利便性向上と利用促進にということで、新潟市の移動手段においては、市民の中で約7割が自動車、公共交通は6%程度という形になっております。

マイカーでの事故を縮小するためにも、公共交通機関への利用転換を促すようなモビリティ・マネジメントの推進により、渋滞の緩和、交通事故の防止を図る取り組みを行っております。

具体的にはバス利用のきっかけを作るということで、新潟交通さんと協力をしながら、市内中高生の方々に3,000円分のポイントを配布したり、あるいは65歳以上のシニアの方にバス運賃を半額するシニア半わりという取り組みを行っております。

また年2回、バス無料デーということで、今年はすでに5月に行っておりますが、6,000人ほどの参加者がありましたけども、また秋にも行います。

こういった取り組みを踏まえながら、バスに興味関心を持っていただき、利用促進につなげていく取り組みを今年度も行っていきます。

2つ目としましては、地域における生活バス路線の確保ということです。

主には、新潟交通さんの路線が薄いところ、あるいは、無いところにおきまして、いわゆる生活バス路線ということで、地域の実情に見合わせたバス等の利用環境の整備、地域住民にとって安全に優しい交通環境について取り組んでおります。

具体的には、新潟市が主体的に運行しています、区バスの運行、あるいは、地域の住民団体が運行している住民バス、こういったバスへの支援に加えて、特に郊外の方での路線バスで欠損分の補助を行うような取り組みを行っております。

今年度に関しましては南区におきましては区バスの再編ということで、AIを使った予約型の乗合バスを10月から施行するということで予定しております。

これにより細やかな住民の移動ニーズの対応が可能となると考えておりま

す。

また、夏には駅南紫竹エリアにおいて、新たな住民バスの社会実験を住民の方々と共に行う予定にしております。

こういった形で、市民に身近な公共交通の確保を目指しながら、交通安全に努めてまいりたいという風に考えております。

以上です。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市土木総務課の所管事業についてお願いいたします。

□ 新潟市土木総務課 係長 佐原 啓介 委員代理

佐原です。よろしくお願いいたします。

資料は6ページをご覧ください。

1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整理、空間の整備についてです。

通学路等の歩道整備の推進につきましては、交通管理者など学校関係者、道路管理者が連携して実施しております、通学路交通安全プログラム、あとは全国各地で発生した痛ましい交通事故を踏まえた、通学路の合同点検を続けまして、児童や幼児の通行の安全確保につとめています。

具体的には、路肩や交差点のカラー化等の対策を進め、歩行者の通行の安全の確保をしています。

2 事故防止対策の推進についてです。

自転車利用環境の総合整備についてですが、令和5年改訂した「新潟市自転車利用環境計画」に基づきまして、歩行者の安全確保と自転車の交通事故を削減するために、歩行者・自転車・自動車の適切な分離に図って、安全で快適な自転車利用環境を整備いたします。

原則、左側通行ということを啓発する自転車走行空間の整備として、青色の矢印の路面表示を行ってまいります。

次の13ページをお開きください。

2 総合的な駐車対策の推進

(1) 自転車駐車対策の推進

こちらの事業につきましては、「新潟市自転車利用環境計画」の中の放置自転車対策を基に事業を進めています。

各駅前におきまして、自転車駐車場及び周辺道路に放置された自転車の整理・撤去を行いまして、駐車場利用の円滑化を図ってまいります。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市道路計画課の所管事業についてお願いいたします。

□ 新潟市道路計画課 技師 小柴 城一郎 委員代理

道路計画課の小柴と申します。よろしくお願いいたします。

資料の方10ページをお願いいたします。

(1) 歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良

下段の方が道路計画課の所管になっております。

内容としましては、歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、

	防護柵などの施設整備を計画的に実施していきます。 下の表の通りにはなるんですけれども、一種としましては、歩道約60m、二種としましては、道路照明7基、防護柵を50m、道路標識1基、区画線10m、道路反射鏡（カーブミラー）1基、視線誘導標29本を設置する計画を行っております。今の10ページ内は、国県道の整備内容になっております。 続きまして、隣のページ11ページの方になりますが、今の内容のほぼ新潟市内の整備内容になっております。 内容としましては、一種の方では歩道約545m、自転車歩行者道及び自転車走行帯につきましては、300mの整備を行います。 交差点改良につきましては3箇所、段差切り下げと点字ブロックの設置につきましては、全体で約4箇所設置をしております。 2種としましては、道路照明を12基、防護柵を166m、区画線につきましては484m、道路反射鏡につきましては42基、視線誘導標を67本、自転車駐輪場を3箇所整備予定としております。 15ページの方をご覧ください。 (3) 踏切道の交通安全対策の推進 踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関と密に連絡をさせていただきまして、効果的かつ総合的な対策を講じていきます。また、自動車交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切につきましては、集中する自動車交通の分散策や歩行者・自転車の安全対策を検討してまいります。 以上です。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟市みどりの政策課の所管事業についてお願いいたします。 □ 新潟市みどりの政策課 課長補佐 吉田 宏 委員代理 資料16ページをご覧ください。 (4) 子どもの遊び場等の確保 道路で遊ぶ子どもの交通事故を防止するため、公園・緑地の整備を行うものです。令和8年度は、街区公園等で、東区で1箇所126㎡、借地公園等で2箇所マイナス411㎡となっています。マイナス表示となっているのは、西区の借地公園で土地所有者から返還の申し出があり、減少するものです。 現在、新潟市で整備している大きな公園は2箇所あり、西区の「きらら西公園」と「信濃川やすらぎ堤緑地」です。 このうち、やすらぎ堤緑地は、県庁のある新光町地区で整備を進めていて、令和9年度にすべてのやすらぎ堤緑地が完了する予定です。 新潟市が管理する公園の数は、全部で1,700弱もあり、老朽化した遊具や四阿の更新が課題となっています。令和8年度では72公園で93の遊具等を更新する予定です。 引き続き、遊具等の更新を進め、子どもたちが安全・安心して遊べる公園の維持管理に努めてまいります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。
--	--

続きまして、新潟市教育委員会学校支援課の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市教育委員会学校支援課 指導主事 渡邊 忍 委員代理**

はい、お願いいたします。渡辺です。

18ページの下段をご覧ください。

黄色いワッペンの贈呈式の開催です。

子供たちが、交通事故に遭わずに毎日安全に通学してほしいという願いを込めて、市全小学校の新入学児童に対して金融保険会社4社と連携し、黄色いワッペンを配付いたします。

贈呈式については3月末に予定しており、代表児童に渡します。

以上です。

□ **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市消防局の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市消防局警防課 装備係長 田邊 真也 委員代理**

はい、新潟市消防局から田辺と申します。

よろしくお願いします。

消防局の方では27ページこちらの1ページ分となります。

内容ですが、応急手当の知識と啓発活動ということで、内容については昨年度の継続といった形になります。

具体的には応急手当講習会を各消防署の方で随時開催しております。

救急の出動数で言うと4万6千件程あるんですけども、そのうち交通事故について、1,822件。

件数的には概ね公式的に横ばいという形になっております。

そういった場所でも対応できるように応急手当講習会を実施しております。内容については心肺蘇生法、AEDの使用法などが基本的なものとなります。その他いろんなレベルの講習をしております。異物除去、止血法、搬送法と実施しております。

昨年は約1万8千人の方に受講していただいております。今年度もすでに新潟市の新規採用者の方約150名に受講していただいているところであります。

また、交通事故など救助件数というものの、年によって多かったり少なかったりする部分はあるんですけども、これといって、年による傾向とかいうのも、分析がなかなか厳しいのかなというところではあります。

多い年で、過去5年のものを見ると、200件近いものもあれば50件に満たない年もあります。

消防局からは以上でございます

□ **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**

皆様大変丁寧な説明ありがとうございました。

ただいま各機関から「令和8年度 新潟市交通安全実施計画」の主な施策についてご説明いただきましたが、資料4の「令和7年度 新潟市交通安全実施実績」の内容も含めまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

□ **新潟県交通安全協会 専務理事 仙田 嘉昭**

市都市交通政策課さんに確認です。

公共交通の利便性向上と利用促進のところで、65歳以上の市民を対象とするバスの運賃を半額にするについては、現在実施をしているそうですが、65歳以上の方は半額になるということですね

□ **新潟市都市交通政策課 課長 田中 篤史 委員代理**

はい、新潟交通のカードを窓口に持っていただいて、その中の情報を変えていただくと半額にできることになっています。

□ **新潟県交通安全協会 専務理事 仙田 嘉昭**

ありがとうございます。知らなかったので参考になりました。

市民生活部さんに質問です。

高齢運転者免許証の返納のサポートの関係です。高齢者の方は免許返納をしたいけど、実情しにくいってような声も聞かれるような状況ですけど、現在こういったサポートがあるということですね。

お話がありました支援内容が、ずっと永続的に継続できるのかということですか。また、それ以外にサポート事業の拡大更新とかもあるのであれば教えていただきたいなと思います。

□ **新潟市市民生活課 課長 平野 実穂子 委員代理**

バス運賃の半額というのは、区バスでもやっておりまして、これは基本的に申し出があれば対応すると考えております。

タクシー事業者さんの支援については、ご協力いただいているというところで、今後もご協力をお願いしたいということで、協会の方ともお話を進めさせていこうと思っております。

市の政策としましては、やはり免許返納というところもありますけれども、車を今後も運転しないという方も、返納しないで運転していきたいという方もたくさんありますので、先ほど申し上げた通り、運転サポートの方を重点に置きながら、高齢者の方も安心して運転できるような方向性も視野に入れながら今後やっていきたいと思っております。

□ **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**

他にございますか。よろしいでしょうか。

□ **新潟市消防局警防課 装備係長 田邊 真也 委員代理**

30kmのことについて伺いたいんです。

ちょっと消防に特化した部分にはなりますけども、生活道路が60kmから30kmに下げられますというところで、我々消防車、救急車は緊急時、法令の定めで生活道路、一般は80kmまで出しているですよと言われていますが、生活道路についての緊急走行時の法改正等はないというところでよろしいですか。

勉強不足で大変申し訳ないですが、お聞きします。

- **新潟県警察交通部交通企画課 交通総合対策室長 桜井 智晃 委員代理**
それにつきましては、私も勉強不足のところはありますが、おそらく新潟県の道路交通法施行細則によって規定されていて、緊急車両は80kmまでとされます。新潟県の道路交通法施行細則は新潟県公安委員会が規定しているものでございますので、改正の準備を進めているような話は聞いておりましたが、それについては持ち帰りまして、個別にご回答させていただきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。
- **新潟市消防局警防課 装備係長 田邊 真也 委員代理**
はい、ありがとうございました。
- **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**
ありがとうございました。それ以外にはどうでしょうか。
せっかくの機会ですが、よろしいでしょうか。
はい、ありがとうございました。
それでは本日は、民間団体特別委員の皆様にもお越しいただいておりますので、日頃の活動状況や団体の概要なども含めまして、ご紹介いただければと思います。
まず、委員会順によりしくお願い申し上げます。
- **新潟県交通安全協会 専務理事 仙田 嘉昭 委員**
はい、仙田と申します。よろしくお願いいたします。
あの今回は2年目で参加させていただきました。皆様方から本当に丁寧に説明をしていただきまして、非常に分かりやすくありがたいと思いました。
当協会の内容を紹介させていただきたいと思います。
いきいきクラブチャレンジ宣言というものを実施いたします。毎年秋以降ですが、夕暮れになると交通事故が増えているため、高齢者で被害に遭う方が多いというような状況です。秋口からの交通事故防止対策、高齢者の事故防止対策を重点的に実施するという施策でございます。
中身的には65歳以上の方から、「こういうことに気をつけますよ」ということで応募用紙をお配りしまして、『私は道路を歩く時は反射材を身につけます』とか、『私は車を運転する時は、横断歩行者がいたら必ず止まります』ということに、チェックを入れてもらいます。
それで、いくつかチェックを入れてもらって、応募していただくということです。
9月1日から12月31日までの間、実践をした方に対しまして、抽選で賞品をお贈りします。
また、応募してくれた方には、参加賞ということで反射材を配布していくというような取り組みです。
夕暮れ時は、反射材が効果的だということでありますので、こういったことを重点に実施いたします。
対象は65歳以上ということで、高齢者の方が免許更新にきた際に、応募用紙をお渡しして、応募を募るものです。

	昨年まではいきいきクラブチャレンジ 100 というのを実施しておりました。これは有料で、5人、1チームで9月から12月まで事故起こさないということで、達成した方には賞品を贈呈する、という取り組みだったのですが、今回は参加料をいただかずに無料となり、応募していただいた方には、反射材をお配りして、事故に気をつけてもらうというような内容であります。 詳しくは、当協会のホームページにも載っておりますので、是非見ていただきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。 □ 日本自動車連盟新潟支部 事業課長 小林 宗博 委員 JAF新潟支部の小林と申します。 本日は初めての参加となりますので、よろしくお願いいたします。 事業内容の説明に移らせていただきます。運転免許証をお持ちの方であれば、おそらく大多数の方がご存知かと思います。何かの理由で急に車が止まってしまった、そんな場合に救援に向かうJAFという会社からやってまいりました。 私どもJAFですが、一般的にロードサービスのイメージだけが非常に強いのですが、例えばモータースポーツのカートやF1などのライセンス発給であったり、外国の免許証をお持ちの方が、日本の免許証に切り替える場合の翻訳文という書類を発行していたりもします。 また、交通安全に関わる部分ですが、私が所属する事業課という部署が主に担っており、例えば学校向けの交通安全講習会などでは、4月からの自転車に対する青切符制度についても触れております。 こういった制度変更の関係で、各高等学校の方から依頼が増えており講習会を実施しております。また一般企業においても、交通安全の講習会を実施させていただいております。 更に、運転免許センターのコースを借用しまして、パイロンスラロームであったり、急停止であったり、危険回避などの運転実技の講習なども行っています。 調査関係では新潟県警と合同で、各種調査の方も行っております。まず5月にチャイルドシートの着用調査を行わせていただきました。 場所はイオン上越やデッキー401などの商業施設県内3箇所で開催しております。 また、今年の10月にはシートベルトの着用調査を予定しており、一般道と高速において、新潟県警と合同で調査を実施する予定になっております。また別な調査となりますが、信号機のない横断歩道で渡りたいという歩行者がいた場合、果たしてどれぐらいの自動車が止まってくれるのかを調べる「信号機のない横断歩道の一時停止調査」も今年の6月に実施済となっております。 また、別な活動として、自動車の税金に関する街頭・要望活動も行っています。自動車ユーザー目線でみて、自動車関連の税金種類が多かったり、支払いが高額となり経済的負担が大きいという意見が多くあります。JAFは自動車
--	---

ユーザーを代表して自動車関連の税金を下げてほしい、種類を減らしてほしい、こういった活動を行っております。

昨年10月には、万代口におきまして税制街頭活動、また県内の国会議員に対する税制の陳情活動、こういったものも行っております。

こういった様々な活動の積み重ねで、交通安全に寄与できると考えておりますので、協議会メンバーの皆様よろしく願いいたします。

□ **エフエムラジオ新潟 放送部長 上村 知世 委員**

FM新潟の上村と申します。

各機関の皆さんからご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

FM新潟は、ラジオ局なんですけれど、弊社の方では朝のワイド番組から夕方ワイド番組、最近ちょっと夜の番組も増やしまして、生放送の番組がすごく、全国的に見ても多い状況となっています。

その番組の中で、交通情報を入れておりますので、その際に、新潟県警さんから頂いた情報をもとに、その季節にあった呼びかけというのを各パーソナリティの方が日々やっております。

今年は4月から自転車の青切符が始まって、先ほど説明いただきました9月から生活道路のルールが変わるということで、私も普段番組を担当して、今朝も交通安全に関する質問、メッセージなども来ていたんですけれども、やっぱりまだ馴染むのにはすごく時間がかかるのかな、という風に感じています。

自転車の青切符ルールについても3ヶ月ぐらい経ってますけれども、まだ、やっぱり曖昧な方であったりとか、どうしても他人事として考えてる方がいるのかなと話している中では感じています。

9月からまた新しくこういった制度がスタートするんですけれども、これは、もう日々呼びかけていくしかないのかなと思っていますので、我々も、できることをやっていくしかないんだというふうに、皆さんのお話を聞いて感じていました。

今年も10月、11月にFM新潟と各企業の皆様とご協力いただいて、早めにライトオンキャンペーンをやるということを決めました。

10月、11月の2ヶ月間は、夕暮れ時、早めにライトオンを重点的に呼びかけていくということを行っていきたいと思っていますので、またご協力いただくところあるかと思いますが、その際はよろしくお願いします。以上です。

□ **にいがた被害者支援センター 支援局次長 小林 ひとみ 委員**

にいがた被害者支援センターの小林と申します。

今日は皆様方の交通安全施策に対する取り組みに丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

	私どもの団体は3つの柱で支援をしております。 まず、殺人に傷害、あと、交通事故に遭われた方々の支援を行ってる被害者支援センター、それから新潟県の委託を受けております、性被害の被害者に対して特化してるワンストップ支援センター、交通事故の被害者に対して、自助グループという被害者同士皆さん集まって語り合いにする会の開催を新潟市からの協賛を受けまして運営をしております。 お手元にお配りしましたように、今回4月から6月までの支援活動実績表のお配りしておりますけれども、4月から6月までの四半期通してみましても、他の罪種が非常に少なくなっている、減っているにもかかわらず交通事故だけは昨年と比べまして増えているというのが現状でございます。 今後の取り組みとしまして、引き続きこういった支援を求めて来られる被害者の方の支援をしていく取り組みと、あと自助グループの開催としましては、新潟市の助成を受けておりまして、年に6回の開催を予定しておりまして、先月6月に終了いたしました。6月は毎年交通事故だけではなく、殺人や傷害の事件に遭われた会社ご遺族の方と一緒にイベント開催を行っております。 今回は9月の開催、こちらは交通事故の被害者のご遺族にお集まりいただきまして、ご遺族のお気持ちをお聞きしながら、開催していく予定でございます。 今後も被害者の支援にどうぞ皆様のご尽力よろしくお願いいたします。 今日はどうもありがとうございました。 □ 新潟市小中学校PTA連合会 副会長 長谷川 瑞 委員 新潟市小中学校PTA連合会の副会長しております、長谷川と申します。 今回から新潟市小中学校連合会の方がこの会に加わらせていただいたということで、説明ありがとうございます。 PTA連合会は市内にございます小中学校のPTAが集まった団体となっております。 PTAというのは、保護者と学校の教職員とが共同で子供たちの健全育成を目指していくということを目的として活動している団体ですので、色々な啓蒙活動をしていますが、実際には交通安全っていう部分っていうのは今まで特に、保護者の方向けの活動ということを実はしておりませんでした。 各小中学校の単体のPTAの方が、地域の公安協の方たちと共同して、各学校で色々な啓蒙活動をしていただいているという形になっております。 ですので、今日色々と丁寧にご説明いただいた中で、市民としては何ができるのかなということを勉強させていただいたっていうのが正直なところです。 実際にこの生活道路における法定速度が下がるっていうこと。 生活道路を実際に考えてみると、子供たちの通学路であるなっていうことを私も今日説明を聞いている中で思いました。 実際に60kmから30kmに法定速度が下がるとなった時に、この道路を使っている保護者の方たちであったり、地域の方たちに、どうやって30kmなんだということを、浸透していけることができるのかなっていうことをすごく
--	--

	今私も考えております。私も実際に道路を使っていく中、子供たちが歩いている時間帯に車で走っていくので、本当に難しいことだなとは思いつつ、私たちができることは何かってことも考えながら、これからも活動させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） 皆様大変ありがとうございました。民間の皆様からも各方面で安心安全に取り組んでいただけること、取り組んでいただいていることを、この場で情報共有できることをありがたく思っておりますし、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。 本日はありがとうございました。 それでは以上で報告意見交換を終了させていただきたいと思います。 次に次第に従いまして、4 その他に進みます。 これまでの会議全体を通してご質問等ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 ありがとうございました。それでは以上で終了いたします。 本日はスムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。 市内では、今年に入ってから6名の尊い命が失われております。 本市では、次の死亡事故を1件も起こさせないという意識のもと、今後も各種施策、活動を実施してまいりますので、今後も皆様、それぞれのお立場でご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 それでは進行を事務局にお返しいたします。 □ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 吉井 崇） 皆様、大変有意義な会議をありがとうございました。 以上をもちまして、令和8年度新潟市交通安全対策会議を閉会いたします。 本日はお疲れ様でした。 ありがとうございました。
報道機関	なし
傍聴者	なし